

複合差別・貧困・暴力に立ち向かう女性たちの取り組み

ここからは、複合差別に関する国際会議に部落女性の視点から参加した報告、前号に続くマイノリティ女性のモントリオール国際会議の続報、インド農村地域のダリット女性を襲う貧困がもたらす悲劇、そして国連での女性に対する暴力のワークショップの報告を紹介する。今号のもう一つの特集ともいえるかもしれない。(編集部)

APWLDの協議に参加して ——繋がっているアジア・太平洋州の女性たち

山崎 鈴子(部落解放同盟愛知県連合会書記次長)



右は筆者、左は岡田仁子さん

1月11日12日、クアラルンプール(マレーシア)で開催されたAPWLD(アジア太平洋・女性・法・開発フォーラム)主催の会議において、女性差別撤廃委員会の報告書審査を活用した事例の報告をしてほしいとの要請をJNNC世話人の大谷美紀子弁護士

から受け、出席した。APWLDでは、国連の女性に対する暴力に関する特別報告者をお呼びして、年ごとにテーマを設けて地域内の協議をおこなっている。今回は日本から被差別部落女性に対する複合差別について報告をできる方をお呼びしたいということでIMADRの原さんから紹介を受けたとのことであった。英語での報告は困難であるとの前提で報告を承諾した。

APWLDについての知識もまったくなく、ヒューライツ大阪(アジア・太平洋人権情報センター)の岡田仁子さんも参加されるとの連絡をいただき、岡田さんからAPWLDについての情報をいただいた。

APWLDは、1985年ナイロビで開催された第3回世界女性会議においてアジア・太平洋の法律家、社会学者及び活動家の対話が発展し、1986年フィリピン・タガイタイで開催された会議によって設立が決まったとのことである。APWLDはアジア・太平洋の会員主導型の主要なフェミニスト・ネットワークで、国連の経済社会理事会の協議資格を有し、180の会員には地域25カ国の多様な女性グループが含まれており、25年近く、平等、正義、平和および開発のための変化をもたらす

道具として法を使うよう女性をエンパワーしてきた。私自身もナイロビ会議のころから、部落女性への部落差別と女性差別について考え始めた時期だけに、同時期にアジア・太平洋州の女性たちが協議を始めていたということに、親近感を覚えた。

会議2日目、女性差別撤廃条約と女性差別撤廃委員会からの勧告をどう活用したかというテーマで報告をおこなった。報告の概要は以下のとおりである。

はじめに

部落差別についての歴史経過と「部落地名総鑑」、結婚差別、インターネット上の差別などを簡潔に説明。(どの会議でもそうだが、まず、部落差別についての説明が不可欠である。いつも感じていることだが、部落差別について理解してもらうことから始めないと私の話は理解してもらえない)

NGOフォーラムでのワークショップ そして女性差別撤廃委員会(以下 委員会)でのロビーイング

ナイロビ会議のころから部落差別と女性差別について考えるようになった、当時、日本での女性運動のなかに部落女性の存在はなかった。1995年に開かれた北京会議のNGOフォーラムで部落、アイヌ、在日コリアンの女性たちとワークショップを開催し、日本におけるマイノリティ女性の課題を提起した。2003年、委員会による報告書審査では、JNNC**の一員としてロビーイングに参加し、11人の委員の方から、マイノリティ女性についての質問が出されたときには私たちの存在が認められていると思った。委員会のなかで複合差別が一般的に起きている問題として捉え、日本政府に迫っていったことは大きな力

** JNNC: 日本女性差別撤廃条約NGOネットワークの略。2002年12月に条約に関心ある女性団体や人権団体、弁護士などにより発足した。

となった。委員会から、マイノリティ女性について「分野ごとの内訳を示すデータを含む包括的な情報、とりわけ教育、健康状態、受けている暴力に関する情報の提供」を日本政府に求める勧告が出されたときは、マイノリティ女性の存在が社会にやっと明らかになったことを強く感じた。

しかし、日本政府は、実態調査をするという方向にはなかなか動かない。それなら、私たちは自らの力で自分たちのことを明らかにしようと話し合い、部落、アイヌ、在日コリアンの女性たちが IMADR とともに調査を行い、結果、複合差別の実態が明らかになった。

アンケート調査で明らかになった

被差別部落女性への複合差別

- 1 部落差別の結果、教育の機会均等を奪われ、多くの非識字女性が存在している。部落解放同盟大阪府連合会の調査では、教育にける期待で男子より、女子への大学への進学期待が 12%低い。
- 2 雇用では、差別身元調査等で不採用になったことや、不就学・低い学歴により、不安定就労と低賃金の実態、有給休暇取らない事業所での就労実態。
- 3 自殺にすらいこまれる結婚差別。
- 4 暴力の背景にある部落差別。実際に相談にのった被差別部落女性と部落外の男性との結婚差別とその後におきた DV について具体例を報告、現在も相談を受けている別のケースもあり、同じ立場に立つ相談員の育成が急務であること。

アンケート調査結果から

日本政府、女性団体・女性運動関係者・女性研究者、そしてマイノリティ内部への提言をまとめた。

2003 年の勧告を背景として、内閣府男女共同参画局をはじめとした関係省庁と、マイノリティグループとしてはじめて話し合いをもった。特定グループと話し合いをしないという男女共同参画局の姿勢を崩すことができたのは、勧告と当事者によるアンケート調査によって実態が明らかになったこと、そして

松岡徹参議院議員（当時）と福島みずほ参議院議員の尽力であった。

2009 年、第 6 回日本政府報告書審査においての 2003 年の要請を改めて表明するとともに、マイノリティの代表を意思決定主体の一員として指名することを含めての勧告があり、前回より日本政府にとって厳しい内容であった。

今、政府は「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定しているが、私たちが強く要請してきたマイノリティ女性について、第 8 分野「高齢者、障害者、外国人などが安心して暮らせる環境整備」の中ではじめて「障害があること、日本で働き生活する外国人であること、同和問題に加え、女性であることからくる複合的な困難な状況におかれている場合がある」との認識をもった。そして、IV 第 3 次基本計画の策定にあたっての留意点として 3「女子差別撤廃委員会からの最終所見（2009 年 8 月）における指摘事項について点検する」など、条約委員会からの勧告について明確な態度を示さざるを得ないところまできている。しかし、委員会と日本政府の意識には乖離がある。

以上が報告の概要である。

会議には、2003 年女性差別撤廃委員会副議長であったシン・ヘースーさんが APWLD の役員として参加しており、私の報告に対して、「2012 年国連・社会権規約委員会日本政府報告書審査が実施される、部落女性への差別は社会権規約を侵害しているので是非訴えて欲しい、応援する」といってくださいました。

また、自国で表に出ていない問題を明らかにしていこうというワークショップで、戸籍制度についての提起をおこなったとき、「日本にはまだ古い法律があるのね」といわれた一言が新鮮であり、まだまだ戸籍制度に縛られている自分を見た想いがした。会議に参加した女性たちは自分の基盤で活動している。ナイロビ会議以来、アジア・太平洋州の女性たちはしっかりとつながっていることを実感した 2 日間であった。

（やまざき れいこ）